

食品安全委員会（第576回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成27年9月8日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（5名）

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
吉田 緑
石井 克枝
村田 容常

3. 議事

（1）食品衛生法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）にブロチゾラム試験法を追加すること
（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 6品目（全てポジティブリスト制度関連）（一括削除）
[1] 4-アミノピリジン [2] クロロベンジレート
[3] ジノセブ [4] チオメトン
[5] チフェンスルフロン [6] トリクロロ酢酸ナトリウム塩
(TCA)

（厚生労働省からの説明）

- ・添加物 1品目（評価要請の取り下げ）
5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム
（厚生労働省からの説明）

- (3) 農薬専門調査会における審議結果について
 - ・「1,3-ジクロロプロペン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「ヘキサコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「メパニピリム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- (4) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について
 - ・「フタル酸ジイソノニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「テブコナゾール」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「フルオピラム」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「プロメトリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ベンゾビンジフルピル」に係る食品健康影響評価について

- (6) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成28年度）（案）について

- (7) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 農薬6品目の食品安全基本法第24条に基づく意見聴取について
 - (2-3) 食品健康影響評価について意見を求めたことを取り下げについて
- (3-1) 農薬専門調査会における審議結果について<1,3-ジクロロプロペン>
- (3-2) 農薬専門調査会における審議結果について<ヘキサコナゾール>
- (3-3) 農薬専門調査会における審議結果について<メパニピリム>
- (4) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について<フタル酸ジイソニル>
- (5-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<テブコナゾール（第4版）>
- (5-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルオピラム（第2版）>
- (5-3) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロメトリン>
- (5-4) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ベンゾビンジフルピル>
- (6) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成28年度）（案）について